

第4号議案

2014年度活動方針（案）

取り巻く環境

I. 組織の充実・強化と地区労福協活動の活性化

II. 社会的連帶と労福協運動

III. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

IV. 公益福祉事業の具体的展開

V. 協同事業、労働者運動の基盤強化

VI. 会議・研修・広報・スポーツ活動

2014年度活動方針（案）

取り巻く環境

◆東日本大震災

3.11東日本大震災から3年が経過しました。岩手、宮城、福島の三県は、震災廃棄物（がれき）処理は終えつつあるものの、今でも29万人を超える人々が仮設住宅などの避難生活を余儀なくされており、被災地の復興・再生は遅々として進んでない実態が続いています。また、福島の風評被害が未だに残っていることが問題です。

中央労福協は、昨年11月開催した第61回定期総会で、「連帯」「協同」に基本的価値を置き、東日本大震災への支援を引き続き進めるとともに、労働組合、協同組合のもつ特性を發揮し、労働者福祉運動を展開することを決めました。

大分県労福協は、2月に実施した「勤労者研修会（全労済大分県本部共催）」で、誓い合った「東北を忘れない運動」を具体的に進めていきます。

◆貧困・生活保護

いま日本は、2,000万人を超える非正規労働者の増大と7割を占める中小企業労働者の低賃金、そして、1,100万人に迫るワーキング・プア（年収200万円以下）等、看過すことのできない多くの社会問題が生じています。私たちは、このように貧困の拡大と固定化がすすむ現実を直視し、多角的視点からの改善策の構築が重要です。

昨年末に成立した「生活困窮者自立支援法」は、2015年4月から施行されます。本制度を通じて、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会や地域づくりを、協同組合・労働者福祉事業の役割を發揮する中で実効ある体制づくりに取り組みます。

また、生活困窮者自立支援モデル事業（平成25年度厚生労働省当初予算）：実施自治体（大分県：日出町・臼杵市）の動向を注視していきます。

◆少子高齢化問題

21世紀に入ってから、日本は少子高齢化が大きな問題となっています。国の調査によると、2005年（平成17年）から日本の総人口が減少局面に入っています、今世紀半ばには1億人を下回ると予測されています。人口を維持するための出生率は、1971年（昭和46年）の「2.16」をピークに低下し、2010年（平成22年）は「1.39」となっています。

また、医療の進歩などで高齢化が急速に進み、65歳以上の人口は2005年（平成17年）の2,576万人（人口構成比20.2%）から2015年（平成27年）には3,378万人（同26.9%）と推計されています。

これらの傾向は、大分県も例外でなく、今後はこの推移を見守ることが肝要です。

◆2020年ビジョン：中期ビジョン

中央労福協は、2009年開催の第59回定期総会で、「労福協の理念と2020年ビジョン」として、5つの基本目標（①国民の共感の得られる社会運動と政策、②地域に根差した活動・ライフサポート、③労働

者福祉運動の基盤強化、④協同事業の基盤強化、⑤労働者福祉のウィングの拡大）を決め、これまで取り組みの強化にあたってきました。そして、結成65周年となる2014年は「ビジョン」具現化の折り返し点と位置付けています。

県労福協は、当面の大分での労福協運動の絵を描くために、2012年12月に「中期ビジョン策定委員会」を設置し、以降一年を超える時間を費やす中で、多角的見地から種々の論議を重ね、本年4月にまとめられた「答申書」が示されました。今後は、この内容を活用し、労福協運動の前進・発展に努めます。

◆これらの環境の中での、労福協の果たすべき役割は大きく、社会からも大いに注目されていると思います。向う一年間を展望し、メリハリをつけた目に見える、「形」に残る運動に取り組んでいきます。皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

■活動の柱立て

2014年度の活動については、中央労福協及び南部労福協の日常の諸方針を踏まえ、6つの柱を中心に取り組みの強化にあたります。

I. 組織の充実・強化と地区労福協活動の活性化

県労福協は、2010年4月に法人格を取得し、4年が経過する中で労福協運動は徐々浸透してきています。今後は更に、労福協運動の使命と役割を再確認し、社会的な期待に応えるための対応が重要となります。

そのためには、県労福協と各会員組織、そして、地区労福協との一層の連携・強化を図り、常に「形」の見える運動の展開が不可欠であります。

以上を前提に、一般社団法人組織としての魅力ある運動を追求しつつ、次の課題に取り組みます

1. 構成組織との連携強化

- (1) 「連合大分」はじめ、連合大分加盟産別・単組、地区労福協、そして、福祉事業団体の「九州労働金庫大分県本部」「全労済大分県本部」「大分県総合生協」「大分県生協連合会」「大分県勤労者医療生協」「大分県労働福祉会館」「やすらぎ霊園」「大分コープ商事」「大分県消費者問題ネットワーク」との日常的な連携・強化が極めて重要であると認識し、常に情報の共有化と諸課題の解決に努めます。
- (2) N P O、諸団体との連携・交流については、県労福協の各種事業への呼びかけを行う等、日常的な対応を強めます。

2. 地区労福協活動の推進

県労福協の下部組織と位置付けている地区労福協は、県内一円での地域労福協運動の中心的任務を担い、常に、地域に顔の見える幅広い活動を展開します。

- (1) 県内8地区労福協は、研修会、スポーツ・レク等、創意・工夫を凝らした各自の特色が見える運動を展開します。
- (2) 県労福協と地区労福協との諸活動の意思統一と取り組みの充実を図るため、地区労福協代表者会議を、年間2回開催します。
- (3) 県労福協は、日常的な連携・強化を図るため、可能な限り各地区労福協関係の諸行事に参加します。

3. 県労福協歴代理事長（会長）及常勤役員と語る会

大分県労福協は、結成以来54年の歴史が経過しました。

2010年4月に、一般社団法人格を取得し、現在の労福協運動は、公益福祉事業を含め多岐に及ぶ活動内容となっており、今後もより充実した労福協活動が求められます。

よって、これまでの労福協運動の歴史の上にたってのアドバイスと今後の諸活動に対する協力・支援等を頂くために、「県労福協歴代理事長（会長）及常勤役員と語る会（仮称）」を開きます。

II. 社会的連帯と労福協運動

遅々として進まない、東日本大震災の復興・再生をはじめ、依然とし続く貧困・多重債務問題、「最後のセーフティネット」と言われる生活保護費の問題（生活保護基準：憲法25条）、まだまだ必要とされる自殺対策等、社会的課題は山積みされ、深刻な実態が続いています。

今後は更に社会的連帯・連携が重要となり、労福協運動もその役割の一端を担うことが求められます。

県労福協は、中央労福協や南部労福協と日常的な連携をとりつつ、関係諸団体と共に運動の具体化を図ります。

1. 労働者福祉の拡充を目指す政策・制度要求の展開

政策・制度要求の取り組みは、社会運動の重点課題をはじめ、中小企業勤労者の福利改善、子育て支援の促進や介護・高齢者問題対策等を中心に、福祉事業団体と地区労福協との連携を取りつつ、要求づくりに努めます。

(1) 大分県に対する要請行動

「2015年度大分県当初予算に關わる要請行動」については、例年の取り組みを基本に、各福祉事業団体との有効的な連携を図る中で、大分県に対し、11月に要請書を提出し、対応の強化を行います。

尚、これまでの継続課題を中心とした取り組みの前進を期します。

(2) 地区労福協の自治体対応

各地区労福協の政策・制度要求の取り組みについては、県労福協との連携はもとより、事案によつては、当該の地方議員（連合大分議員懇）への協力要請を行います。

2. 貧困や多重債務のない社会に向けて

(1) 中央労福協は、2013年末に成立し、2015年4月に施行となる「生活困窮者自立支援法」の体制づくりをめざした取り組みを進めています。

県労福協は、これに伴う「モデル事業（日出町・臼杵市）」等の動向を正しく理解する取り組みを進め、いつでも対応可能な体制づくりに努めます。

また、大分県及び各自治体に対し、法の目的である、生活困窮者の自立の促進を図るための生活困窮者自立支援制度の構築に向けた「要請書」の提出に取り組みます。

(2) 生活保護法の改正は、2013年5月に閣議決定され、2013年末に成立しました。政府は、生活保護費の基準引き下げ分を3年間で総額670億円（削減幅：6.6%～10%）を減らす予算を成立させており、生活保護受給者等は、最低賃金や年金、課税最低額など暮らし全般に影響する事態が生じることが想定されます。県労福協は、中央労福協などの対応状況を注視した取り組みをすすめます。

3. 東日本大震災からの復興・再生に向けて

東日本大震災から3年2カ月が経過しましたが、未だに29万人を超える人々が仮設住宅などの避難生活を余儀なくされ、被災地での復興・再生は遅れています。

これからも、社会全体が「東日本大震災を忘れない！」運動を進めていくことが重要となります。

県労福協は、その立場にたち、労福協各会員・諸団体と連携を強め、参加者を募る中で被災地視察を実施します。

また、種々の支援要請等に対しても最大限応える取り組みを行います。

4. 受託業務の取り組み

受託事業については、実現は容易ではありませんが、県労福協として、これまでの取り組み方針（大分県よりの受託等）を継続します。

III. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

2015年度から生活困窮者自立支援制度が本格実施となります。各自治体での実施体制とあわせ、新たな幅広い見地からの支援体制が求められます。その意味からも、ライフサポートセンターの充実・強化と内容のレベルアップを図っていくことが重要となります。

県労福協は、「中小企業勤労者福祉サービスセンター」や「フードバンク日田」等との連携を密にした取り組みを行います。

1. ライフサポートセンターの充実・強化

連合・中央労福協・労金協会・全労済の4団体の合意・確認に基づき、全国46道府県における地域を拠点とした「ライフサポート事業」が推進されており、大分県においても県内2ヶ所に設置（大分地区・別府・国東地区）、県センターが既設センターエリア外で電話と面談による「労働・生活・福祉・生きがい」の相談事業を展開しています。

今後、更なるライフサポートセンター相談事業の発展と充実・強化に向けて取り組みます。

(1) 組織の充実・強化

連合大分・福祉事業団体・行政機関との連携強化、大分県消費者問題ネットワークをはじめとするNPOとのネットワークづくりの構築、弁護士・税理士などの専門家との横の連携、県・地区センターの強化等について運営委員会で議論を重ねて行きます。

(2) 財政の確立

将来を見据えた財源の確保（受託事業等）を検討します。

(3) 運営委員会

運営委員会を定期的に開催し、当面の事業や将来像、親しみやすい名称の検討等について議論を深めていきます。

(4) 日常相談

相談内容が多種・多様化する中で、早期解決に向けたワンストップサービスの改善に努めます。

また、大分県消費者問題ネットワークやその他のNPO等の団体と連携を構築し（ネットワークづくり）、日常相談の充実・強化を図ります。

(5) 巡回相談会

連合大分及び地区労福協と連携をとりつつ、既設センターエリア外で巡回相談会を年1回実施します。

巡回相談会の開催時期、時間帯、広報の工夫等について運営委員会で検討します。

(6) 福祉事業団体・NPO等との連携

日常相談や巡回相談会を通じて、関連する福祉事業団体や大分県消費者問題ネットワークをはじめとするNPO等の団体と連携を図ります。

(7) 広報活動（教宣媒体）

これまでの広報活動で成果が見られたポスティングや新聞折り込みの教宣媒体で効果・効率的な広報活動を行います。

① 日常相談の広報活動（教宣媒体）

- ◇県労福協ホームページの掲載内容の充実
- ◇常設用チラシ・リーフレットの作成
- ◇行政（自治体）等の広報紙への掲載
- ◇タウンページへの掲載

② 巡回相談会の広報活動（教宣媒体）

- ◇ポスティングチラシ・新聞折込チラシ

(8) ライフサポートセンターの拡大

連合大分ならびに専従者配置の地協の協力体制、既設センターの活動実態の分析、財源等を含めた新センター設置の是非について運営委員会で十分に議論を重ね取り組みます。

(9) ライフサポートセンター実務者・相談員研修会

ライフサポートセンター事業に従事する役職員のスキルアップと意思疎通を図る目的で1月に講師を招き、研修会を開催します。

2. 「中小企業労働者福祉サービスセンター」の取り組み

中小企業労働者の福利厚生は年々厳しくなっている実態を踏まえ、既設の「中小企業労働者福祉サービスセンター（以下、略称：中小SCと称す）」の充実と今後、新たな設置が必要です。

具体的には、次の取り組みを行います。

(1) 県内3つの「中小SC」との対応

県労福協の、県内3つ（北部・東部・大分）の中小SCとの対応については、「おおいた労働者サービスセンター」を窓口に、各サービスセンターとの連携を図ります。

(2) 大分県等との対応

「大分県への政策・制度要請時期（11月予定）」や「中小SC担当者会議」等での対応を強めます。

また、会員拡大にあたっては、大分県（商工労働部：労政福祉課）との連携を図る中で、大分県商工会議所連合会や大分県中小企業団体中央会、そして、県内の関係組織（商工会議所・商工会等）などに、必要に応じた要請行動を実施します。

(3) 「中小SC」の拡大

従来よりの懸案である、未設置地域の「中小SC」の拡大については、多くの課題がありつつも、県労福協が中心となり、連合大分をはじめ、当該地域の連合地協、地区労福協等との連携と連合議員懇談会議員への支援を求める中で、取り組みの強化にあたります。

3. 介護・子育て支援

日々、介護や子育て支援サービスのニーズは高まっており、今後は、多角的見地からの、対応策の具体化が必要となります。県労福協は、中央労福協の対処方針等を踏まえた取り組を行います。

(1) 介護関係

介護関係については、例年、福祉事業団体（労働者医療生協中心）が大分県に対し要請事項を提出しており、今年度も、従来の取り組みを強めます。

(2) 子育て支援関係

子育て支援関係については、極めて重要な課題であり、中でも、大分県の目指す「ファミリーサポートセンター」の全市町村の設置を支持した対応を行います。

(3) 研修会等への対応

県労福協は、大分県などが主催する、介護・子育て支援に関わる「研修会・セミナー等」に積極的に参加し、その理解度を高めます。

4. 退職者・高齢者との連携・支援活動

退職者・高齢者の連携については、県労福協として、以下の取り組みを中心に行います。

- ① 県労福協と大分県退職者団体連合(分退連)との連携・交流を図るため、県労福協主催の研修会、講演会、スポーツ大会等への参加呼びかけを行います。
- ② 分退連の幹事会に対し、九州労金、全労済等の福祉事業団体事業についての利用促進と協力を求めていきます。
- ③ ライフサポートセンターの活動内容周知の徹底と積極的な活用について要請します。

5. フードバンク活動の促進

東日本大震災以降、日本でも活発化したフードバンク活動については、中央労福協が、現在も「セカンドハーベスト・ジャパンの（フードバンク委員会）」に参加し、活動の推進を図っています。

全国的には、行政も含めた活動展開となりつつありますが、日本は、年間900万トン（米の生産量に匹敵）もの、まだ食べられる食料が捨てられている実態あると言われています。

これ等の状況を踏まえ、大分県労福協は、「フードバンク日田」との連携を更に強めます。

6. 社会貢献活動の取り組み

ボランティア活動などの社会貢献活動は、食の安全、消費生活の充実、防災、環境問題等と多岐に亘っており、極めて重要となっています。

労福協として、以下の対応を行います。

- (1) 連合大分、分退連、福祉事業団体、行政、市民団体、地区労福協等との連携を図る中で、その具体化に努めます。
- (2) 例年、九州労金が実施している「N P O助成制度」については、引き続き県労福協として協力・参画します。
- (3) 県労福協は「働く人のルールハンドブック（平成26年度版）」及び「パートタイム労働ガイド大分（平成26年度版）」を作成し、関係機関（高校、専門学校、支援学校）、組織・団体等に配付します。
- (4) 県労福協は、無料相談事業（就労支援）について、関係する職業紹介事業制度の内容や職業紹介の形態等、今後も引き続き検討を行います。

IV. 公益福祉事業の具体的展開

公益福祉事業については、勤労者の期待に応えるための幅広い公益事業を展開するために理事会等で論議を重ねていきます。

1. 県民の生活・福祉に寄与する事業

(1) 文化講演会

今年度も引き続き著名な講師を招いて2014年度文化講演会を開催します。

- ① 開催時期 2014年11月開催予定（11月3日または4日を予定）
- ② 開催場所 大分市中央町 全労済ソレイユ「カトレア」
- ③ 講師選定 講師を選定中

(2) 文化教室

2014年度も前年度に引き続き文化教室『懐かしのシネマ上映会』を開催します。

- ① 開催時期 2015年2月開催予定（2月28日または3月1日を予定）
- ② 開催場所 大分市中央町 全労済ソレイユ「カトレア」
- ③ 上映内容 洋画と邦画を2本上映予定

2. 食と文化・健康教室（ウォーキング）

地域の食文化・史跡探訪、健康増進活動を目的に、「食と文化・健康教室（ウォーキング）」を年1回、10Kmコースと5Kmコースに分けて開催します。

- ① 開催時期 2014年10月開催予定
- ② 開催場所 日出町または中津市で検討中
- ③ 開催時間 10：00～14：00

3. 勤労者福祉助成事業の展開

(1) 勤労者の福祉・生活の向上と社会貢献活動を公益的な目的で実施する団体に対して助成を行います。

(2) 対象団体は県労福協会員団体および地区労福協とします。

(3) 受付期間は2014年4月から2015年3月までの事業に対して助成をします。

(4) 具体的な事業内容は、

- ① 勤労者福祉や社会保障等に関する調査・研究と啓発に関する事業
- ② 勤労者の福祉の向上に関する事業
- ③ 教育・文化・環境・消費生活等の分野で講演会・研修会・セミナーの開催等に関する事業
- ④ その他、県労福協の定款に沿った事業

(5) 助成金額は総額で100万円とします。

総経費の30%で1団体・上限20万円とし、申請内容により一部助成となる場合があります。

(6) 申請手続きは県労福協所定の申請用紙、事業計画書ならびに収支予算書を提出し、理事会の承認を得て手続きを行います。

4. 事業委託

県労福協は大分県地方自治研究センターと大分県消費者問題ネットワークとの間で『事業委託契約』を締結して4年目となります。前年度に引き続き労福協運動の所期の目的に沿った事業を展開していきます。

(1) 大分県地方自治研究センター助成事業

- ① 勤労者の福祉の向上と消費生活に関する講演会（年1回）・研修会の開催
 - ◇講演会（年1回）
 - ◇研修会（年5回）
- ② 社会保障や勤労者福祉等に関する調査・研究と啓発に関する事業
- ③ 国及び地方自治体の勤労者福祉施策等に関する政策・制度の要求事業
- ④ 県内の行財政や生産・消費・教育・福祉等、市民生活全般に関する調査研究

(2) 大分県消費者問題ネットワーク助成事業

- ① 広く県民への消費者被害未然防止を呼びかける教宣活動や講演会の開催
 - ◇講演会の開催（年2回・9月と2月）
 - ◇未然防止のための教宣活動（年4回発刊）
- ② 消費者被害の相談業務を行う専門相談員の養成研修会の開催
 - ◇専門相談員の養成研修会（大分市 8月）
- ③ 適格消費者団体の充実と強化と相談事務所の拡充

V. 協同事業、労働者運動の基盤強化

中央労福協は、2012年国際協同組合年（IYC）を契機に労働者福祉事業団体（協同組合）の認知度を高め、その社会的役割を發揮する取り組みを展開する中で「労働団体・事業連携行動委員会（以下、「行動委員会」）」を設置しました。行動委員会では、「利用促進」「共助拡大」の2つの作業グループを置き、幅広い見地から論議を深めてきました。

そして、「利用促進作業グループ」のまとめ（2013年5月28日）、「共助拡大作業グループ」のまとめ（2013年9月17日）を行ってきました。

県労福協はこの内容を踏まえ、以下の取り組みを行います。

1. 福祉事業団体の利用促進・支援の取り組み

労働団体・事業連携行動委員会（仮称）を設置し、次の取り組みを行います。

- (1) 県労福協に加盟する各福祉事業団体と連携し、構成労働組合（産別）への訪問を行い、方針化要請活動を実施します。

- (2) 具体化にあたっては、実施時期を含め、県労福協を中心に関係の福祉事業団体と事前準備（要請書の作成等）を行います。

2. 労働者福祉運動を担う人材育成・教育活動

こらからの労福協運動を考える時、次世代の運動を担う人材の育成が重要となります。南部労福協主催の「理念・歴史・リーダー養成講座」をはじめ、各種人材研修（講演会・セミナー等）に参加する体制を確立します。

3. 会員拡大と財政の確立

会員拡大と財政確立については、従来の諸方針の踏襲を基本に、具体的には以下の取り組みを行います。

- (1) 会員拡大については、連合大分加盟組織は勿論、他の労働組合組織に対しても対応を強めます。
(2) 労働組合以外（未組織・N P O等）の組織・団体に対しても、会員入会の取り組みを強化します。

VII. 会議・研修・広報・スポーツ活動

県労福協運動の強化にあたっては、機関会議は勿論、各種会議の運営が重要となります。

また、研修関係についても、開催時期、具体的内容等の配慮が必要となります。

尚、広報ならびにスポーツ活動については、引き続き取り組みの充実に努めます。

1. 各種会議の運営

- (1) 理事会は、組織運営上最も重要な機関と位置づけ、常に内容の充実に努めます。
(2) 四役会議は、運動の具体化にあたっての基本論議と一定の方向付けを行う場であり、必要に応じ開催します。
(3) 地区労福協代表者会議は、地区労福協と県労福協との意思統一を図る極めて重要な会議であります。よって必要な都度、開催します。
(4) その他の県労福協主催の会議についても、必要に応じ開催します。
(5) 中央労福協及び南部労福協の各種会議等にも積極的に出席し、情報収集と相互の意思疎通を図ります。
(6) 地区労福協、福祉事業団体や分退連が開催する諸会議（総会・研修会等含む）に可能な限り出席し、意見交換や交流を深めます。

2. 研修活動

- (1) 県労福協は、年1回福祉研修会（11月予定）を開催します。
尚、構成については、労福協会員及び一般市民を対象とします。
- (2) 会員内外を対象とした「勤労者福祉研修会」・「リーダー育成研修会」等を開催します。
- (3) 各種研修会の開催時期や内容等については、今後検討の上提案します。
- (4) 中央労福協主催の「全国研究集会（6月：長崎市）」「公益法人制度研修会（6～8月：大阪）」及び「ライフサポートセンター実務者・相談員研修会（10月：大阪）」「地方労福協事務担当者研修会（7月：福島）」「環境フォーラム（6月：神奈川）」等に参加します。
また、南部労福協主催の「南部ブロック研究集会（10月：福岡）」「南部ブロック役員視察研集会（11月：未定）」にも参加します。
- (5) 各地区労福協は、創意・工夫を凝らした「各種研修会（学習会）」を可能な限り開催します。
- (6) 県労福協は、先進地「労福協視察や研修」を必要に応じ検討します。

3. 広報活動と情報化

- (1) 機関紙「福祉ひろば」を隔月毎に発行（奇数月）し、県労福協活動状況及び各福祉事業団体等の活動実態・事業計画等を掲載します。
また、地区労福協の活動内容を可能な限り掲載します。
- (2) 新聞広告をはじめ県内市報誌や各種教宣媒体を活用し、県労福協事業内容（公益福祉関係含む）の周知の徹底に努めます。
また、ホームページの内容の充実（更新）を行い、広く労福協運動の周知を図ります。
- (3) 中央労福協発行（月1回）の「ニュースレター」を活用に努めます。
尚、地区労福協への配布は継続します。
- (4) 県労福協作成の「労福協ガイド」も、最大限日常的な活用を行います。

4. スポーツ（レク）活動

- (1) 会員対象としたスポーツ活動については、来春（3月予定）「第43回スポーツ大会」を実施し、県内会員・家族の親睦と交流を深めます。
なお、種目・内容等については、別途検討します。
- (2) 各地区労福協も、会員が楽しめる、スポーツ（レク）活動を実施し、親睦を図ります。

大分県労福協の2020年中期ビジョンフレームワーク

